

6. 試験及び成績の評価

6-1 受験心得、不正行為

- ① 受験する学生は特別の指示がない限り、試験開始時刻の5分前までに所定の教室に入室を完了すること。
- ② 監督者が指定した座席において受験すること。
- ③ 受験中は必ず学生証を机の上に置くこと。
ただし、学生証を紛失又は忘れた場合は、監督者に申し出て、その指示に従うこと。
- ④ 受験中、机の上に置くことができるのは、学生証、筆記用具及びその他特に許可されたものに限る。それ以外の携行品はカバン等に入れて、座席の下に置くこと。また、机の棚板（物入れ）には何も置かないこと。
- ⑤ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、オーディオプレーヤー等の電子機器類は、必ず電源を切っておくこと。ただし、監督者が受験中に使用を許可する電子機器類は除く。
- ⑥ 解答用紙には、所属学部名、入学年、番号及び氏名等の必要事項を必ず記入すること。
- ⑦ 試験開始後20分を経過するまでは退室できない。
- ⑧ 試験開始後20分を経過した場合は入室できない。
- ⑨ 答案用紙は、特に指定がない場合、教卓上に提出するか、又は監督者に直接手渡すこと。自己の机の上に置いて退出すると当該授業科目の単位は認定しない。
- ⑩ 受験にあたっては、厳正な態度で臨み、誤解を招くような態度や不正行為は厳に慎むこと。

なお、**試験において不正行為を行った、不正行為を行おうとした、または不正行為を幫助した者に対しては、学則第58条により厳重な懲戒処分を行う。**

試験における不正行為は次のとおりである。ここで、試験時間中とは、解答の開始から答案の提出までをいう（以下「試験時間中」という。）。

- 1) 代理（替玉）受験をしたり、させたりすること。
- 2) 試験時間中に、使用が許可されていないノート及び参考書等並びに電子機器類その他試験問題の参考となり得る物品を参照すること又は使用すること。
- 3) 試験時間中に、言語、動作又は電子機器類等により他人に教示すること又は教示を受けて解答に利用すること。
- 4) 答案を交換すること。
- 5) 試験時間中に、他の学生の答案をのぞき見すること。
- 6) 試験時間中に、使用が許可されたノート及び参考書等並びに電子機器類を貸借すること。
- 7) 監督者の注意または指示に従わないこと。
- 8) レポートにおいて、剽窃、改ざん及び捏造などを行うこと。
- 9) その他、試験の公正な実施を妨げる行為を行うこと。

また、不正行為が判明した場合は、当該行為が行われた時点において既に単位が認定されている授業科目を除いて、**当該学期に履修しているすべての授業科目(学期をまたがって履修する授業科目を含む。)の単位は認定しない。**

6-2 受験延期願（追試験）

病気その他やむを得ない事故等により期末試験の受験延期を希望する場合は、「受験延期願」（所定様式）に、次の書類等を添付して、一般教育棟A棟2階学務企画課教育支援グループ（2番窓口）へ提出しなければなりません。

※平日 18:00～19:00（水曜日のみ 17:00～19:00）は社会文化科学研究科等事務部学部教務学生グループ（法学部・経済学部教務担当）で対応します。

- ① 病気の場合は、医師の診断書
- ② その他の場合は、その事故等を証明する証明書

上記願出者で、受験延期を認められた者は、追試験の受験資格を得ることができます。ただし、追試験の実施の有無は、授業担当教員の判断によります。

追試験は当初の試験日から2か月以内（第4学期末（後期）試験の場合はその学年末（3月31日）ま

6. 試験及び成績の評価

で)に受験しなければなりません。

6-3 成績の通知

学生の皆さんは、学務情報システムにより、成績を確認することができます。
成績の公開日程は、学期末に掲示及びGmailでお知らせします。

**【注意】成績を確認するために成績証明書を発行しないでください。
成績証明書は単位を確認するためのものではありません！**

確認方法

※岡大ID・パスワードはみなさんの重要な個人情報ですので他人に情報が漏れないよう取扱には十分注意してください。

<岡山大学ホームページ>



また本学では、保護者の方との連携により、学生へのより適切な修学指導を行うことを目的として、皆さんの成績を保護者の方へ通知しています。

6-4 成績評価に関する質問・疑問の受付について

教養教育科目の成績評価に関する質問や疑問がある場合には、以下のように取り扱います。

- 1) 以下に該当する場合は、「岡山大学全学共通科目、英語科目、専門教育科目における全学交流科目及び教養教育科目に係る成績評価異議申立に関する要項」に基づき、異議を申し立てることができますので、成績開示日から8日以内に、一般教育棟A棟2階学務企画課教育支援グループ（2番窓口）にその旨を申し出てください。（受付は土曜日・祝日を除く。）
 - 一 成績の誤記入等、担当教員の誤りであると思われるもの
 - 二 シラバス又は担当教員の説明等により周知している成績評価の方法から逸脱した評価であると思われるもの
 - 三 その他異議申立を行うにあたり合理的又は客観的な根拠があると思われるもの

6. 試験及び成績の評価

- 2) 以下のような内容は当該授業担当教員に問い合わせることができません。
- ・救済措置を嘆願するもの。（「進級・卒業に関わるのでなんとかしてほしい」等）
 - ・具体的な根拠を示さず、他の学生と対比して単に不満を訴えるもの。（「友人は80点なのに、なぜ自分は70点なのか」等）
 - ・具体的な根拠を示さず、その評価になった理由のみを問い合わせるもの。（頑張ったのになぜ60点なのか等）